

(表)
入居請書

年 月 日

福井県知事 様

入居決定者 ㊦
住所 ㊦
氏名 ㊦

印鑑

次の県営住宅への入居については、裏面に記載の条件を誠実に遵守し、入居者としての義務を履行することをお請けしますので、連帯保証人と連署の上、福井県営住宅条例第9条第1項(第34条において準用する同条例第9条第1項)の規定により、次のとおり請書を提出します。

連帯保証人に対する履行の請求は、入居決定者に対しても、その効力を生ずるものとします。

団地名		1月当たりの家賃 <div style="text-align: right;">円</div> 〔ただし、次年度以降の家賃の額は、収入の状況等に応じて毎年度算定される額とする。〕
所在地		
住宅番号	区 館 号	

年 月 日

福井県知事 様

上記の入居決定者の県営住宅への入居に当たり、その者の入居に係る一切の債務について連帯して保証する責めに任じます。

連帯保証人	住所	㊦	印鑑	極度額	
				円	電話番号
	氏名	㊦	㊦	入居決定者との関係	
				勤務先	
連帯保証人	住所	㊦	印鑑	極度額	
				円	電話番号
	氏名	㊦	㊦	入居決定者との関係	
				勤務先	

- (注) 1 印鑑は、市区町村長の証明があるものを使用してください。
 2 次の書類を添付してください。
 (1) 入居決定者の印鑑の証明書
 (2) 連帯保証人の印鑑の証明書
 (3) 連帯保証人の所得の額を証する書類
 3 電話番号は、固定電話と携帯電話をお持ちの場合は両方を記入してください。

(裏)

- 1 福井県営住宅条例第11条第1項（第34条において準用する同条例第11条第1項）の規定より、毎年7月31日までに収入に関する申告を行うこと。
- 2 収入の状況等に応じて毎年度定め直す家賃を承認すること。
- 3 公営住宅法第36条の規定に基づき県営住宅の建替事業を施行するときまたは同法第32条第1項の規定に基づき知事が明渡しを命じたときは、速やかに入居している県営住宅を明け渡すこと。
また、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに入居している県営住宅を明け渡すこと。
- 4 電気、ガス、水道および下水道の使用料、汚物およびじんかいの処理に要する費用ならびに共同施設の管理に要する費用は、入居者が負担すること。
なお、畳の表替え、ガラスの取替え、ふすまおよび障子の張替えその他の建具の軽微な修繕に要する費用および給水栓、点滅器その他県営住宅および共同施設の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、原則として入居者が負担すること。
- 5 県営住宅を退去するときは、承認を受けて行った模様替え、増築等による造作物を入居者の責任において処分し、入居当初の状態に回復すること。
- 6 その他福井県営住宅条例および福井県営住宅条例施行規則に定める事項を遵守するとともに、県営住宅監理員の指示に従うこと。